

議案第15号

倉敷市教育委員会職務権限規程の改正について

倉敷市教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和6年4月18日提出

倉敷市教育委員会

教育長 仁 科 康

倉敷市教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程

倉敷市教育委員会職務権限規程（昭和51年倉敷市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第2号イ中「室長」の次に「（人権教育推進室長に限る。以下同じ。）」を、「以下」の次に「これらを」を加える。

第12条各号列記以外の部分中「課長」の次に「（学校適正配置推進室長を含む。以下同じ。）」を加え、同条第1号中「課長代理」の次に「、室長代理」を、「課長補佐」の次に「、室長補佐」を加える。

第15条中「課長代理」の次に「、室長代理」を、「館長代理」の次に「、室長補佐」を加える。

第23条の見出し中「課長代理」の次に「、室長代理」を加え、同条中「第11項」を「第13項」に改め、「課長代理」の次に「、室長代理」を加える。

第25条第2項中「課長代理」の次に「、室長代理」を、「館長代理」の次に「、室長補佐」を加える。

第27条第3項中「課長代理」の次に「、室長代理」を、「館長代理」の次に「、室長補佐」を加え、同条第5項中「課長代理」の次に「、室長代理」を加える。

別表第1の2の項第7号中「課長代理」の次に「、室長代理」を、「課長補佐」の次に「、室長補佐」を加える。

別表第1注3中「及び」を「、」に改め、「人権教育推進室課長主幹」の次に「及び学校適正配置推進室長」を加える。

別表第3中「庄・真備学校給食共同調理場所長」を「倉敷・庄・真備学校給食共同調理場所長」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は令和6年7月1日から施行する。

提案理由

行政組織改正に伴い規定を整備するため、規程を改正するものである。

倉敷市教育委員会職務権限規程（昭和51年倉敷市教育委員会訓令第3号）新旧対照表

旧	新
<p>(教育次長の基本的な職務権限)</p> <p>第9条 教育次長は、教育長の指揮を受け、所属職員を指揮監督し、おおむね次に定める職務を行う。</p> <p>(2) 事務局業務の執行方針等の樹立及び内部の統括</p> <p>イ 実施計画に対する事務局内の業務の実施状況を把握し、所属する部長及び室長（<u>人権教育推進室長に限る。以下同じ。</u>）（以下<u>これらを</u>「直属の部長等」という。）を指揮監督して実施計画の達成に努める。</p> <p>(課長の基本的な職務権限)</p> <p>第12条 課長（<u>学校適正配置推進室長を含む。以下同じ。</u>）は、教育次長、部長又は室長（以下「部長等」という。）の指揮を受け所属職員を指揮監督し、おおむね次の各号に定める職務を行う。</p> <p>(1) 所属部長等から指示された基本方針に基づき、所属の課長代理、<u>室長代理</u>、課長主幹、課長補佐、<u>室長補佐</u>、主幹、係長、主任及び課に所属する教育機関の長（以下「直属の係長等」という。）と所管事務の実務の実施計画を協議決定し、直属の係長等による実施を命令するとともに、部等の諸計画の立案に参画し、部長等を補佐する。</p> <p>(次長等の基本的な職務権限)</p> <p>第15条 次長、課長代理、<u>室長代理</u>、館長代理、<u>室長補佐</u>、所長補佐、館長補佐及び課長補佐は、上級職位の指揮を受け所属職員を指揮監督し、その所管事務を管理執行し、直属の上級職位が不在のときは、その職務を代理する。</p> <p>(課長代理、<u>室長代理</u>又は課長主幹による専決)</p> <p>第23条 課長（課長相当職を含む。）は、行政組織規則第8条第6項及び第13項並びに第19条の2第3項、第4項及び第8項に規定する上司の指定する事</p>	<p>(教育次長の基本的な職務権限)</p> <p>第9条 教育次長は、教育長の指揮を受け、所属職員を指揮監督し、おおむね次に定める職務を行う。</p> <p>(2) 事務局業務の執行方針等の樹立及び内部の統括</p> <p>イ 実施計画に対する事務局内の業務の実施状況を把握し、所属する部長及び室長（<u>人権教育推進室長に限る。以下同じ。</u>）（以下<u>これらを</u>「直属の部長等」という。）を指揮監督して実施計画の達成に努める。</p> <p>(課長の基本的な職務権限)</p> <p>第12条 課長（<u>学校適正配置推進室長を含む。以下同じ。</u>）は、教育次長、部長又は室長（以下「部長等」という。）の指揮を受け所属職員を指揮監督し、おおむね次の各号に定める職務を行う。</p> <p>(1) 所属部長等から指示された基本方針に基づき、所属の課長代理、<u>室長代理</u>、課長主幹、課長補佐、<u>室長補佐</u>、主幹、係長、主任及び課に所属する教育機関の長（以下「直属の係長等」という。）と所管事務の実務の実施計画を協議決定し、直属の係長等による実施を命令するとともに、部等の諸計画の立案に参画し、部長等を補佐する。</p> <p>(次長等の基本的な職務権限)</p> <p>第15条 次長、課長代理、<u>室長代理</u>、館長代理、<u>室長補佐</u>、所長補佐、館長補佐及び課長補佐は、上級職位の指揮を受け所属職員を指揮監督し、その所管事務を管理執行し、直属の上級職位が不在のときは、その職務を代理する。</p> <p>(課長代理、<u>室長代理</u>又は課長主幹による専決)</p> <p>第23条 課長（課長相当職を含む。）は、行政組織規則第8条第6項及び第13項並びに第19条の2第3項、第4項及び第8項に規定する上司の指定する事</p>

務分掌により特定された事務（以下「特定事務」という。）で、別表第1から別表第3までの決裁区分中、課長又は課長級が専決できるものうち、上司の承認を得て、あらかじめ指定した事項について、課長に代わつて課長代理、**室長代理**又は課長主幹に専決させることができる。

（經由）

第25条

2 前項の決裁者が部長、室長又は課長（これらに相当する職位にある教育機関の長を含む。）であつて、第15条に規定する次長、課長代理、**室長代理**、**室長補佐**、所長補佐、館長補佐及び課長補佐が置かれていない場合は、あらかじめ指定する職員（部にあつては参事又は副参事、室（次長級組織の教育機関を含む。）にあつては副参事又は課長主幹、課（長級組織の教育機関を含む。）にあつては課長主幹又は主幹に限る。）を經由者とすることができる。

（代決）

第27条

3 第1項の規定にかかわらず、第15条に規定する次長、課長代理、**室長代理**、所長代理、館長代理、**室長補佐**、所長補佐、館長補佐及び課長補佐が置かれていない所属において第25条第2項の規定により經由者を指定している場合は、当該經由者のうちあらかじめ指定する職員を第1次代決者とすることができる。

5 第1項の規定にかかわらず、決裁者等が第23条の規定により専決を行う課長代理、**室長代理**又は課長主幹の場合においては、特定事務を分掌する主幹を置くときは当該主幹を第1次代決者とし、第1次代決者の直属の上級職位を第2次代決者とする。

別表第1（第18条、第23条、第26条関係）（事務局共通専決事項）

2 組織及び人事管理

務分掌により特定された事務（以下「特定事務」という。）で、別表第1から別表第3までの決裁区分中、課長又は課長級が専決できるものうち、上司の承認を得て、あらかじめ指定した事項について、課長に代わつて課長代理、**室長代理**又は課長主幹に専決させることができる。

（經由）

第25条

2 前項の決裁者が部長、室長又は課長（これらに相当する職位にある教育機関の長を含む。）であつて、第15条に規定する次長、課長代理、**室長代理**、**室長補佐**、所長補佐、館長補佐及び課長補佐が置かれていない場合は、あらかじめ指定する職員（部にあつては参事又は副参事、室（次長級組織の教育機関を含む。）にあつては副参事又は課長主幹、課（長級組織の教育機関を含む。）にあつては課長主幹又は主幹に限る。）を經由者とすることができる。

（代決）

第27条

3 第1項の規定にかかわらず、第15条に規定する次長、課長代理、**室長代理**、所長代理、館長代理、**室長補佐**、所長補佐、館長補佐及び課長補佐が置かれていない所属において第25条第2項の規定により經由者を指定している場合は、当該經由者のうちあらかじめ指定する職員を第1次代決者とすることができる。

5 第1項の規定にかかわらず、決裁者等が第23条の規定により専決を行う課長代理、**室長代理**又は課長主幹の場合においては、特定事務を分掌する主幹を置くときは当該主幹を第1次代決者とし、第1次代決者の直属の上級職位を第2次代決者とする。

別表第1（第18条、第23条、第26条関係）（事務局共通専決事項）

2 組織及び人事管理

(7) 課長代理、 <u>室長代理</u> 、課長主幹、課長補佐、 <u>室長補佐</u> 、主幹及び主任の事務分担の決定 ア 課長代理、 <u>室長代理</u> 又は課長主幹の配置及び事務分担の決定（課長代理、 <u>室長代理</u> 又は課長主幹へ専決権を付与する場合）	○	教育企画総務課長 人事課長
--	---	------------------

注

3 課長とは、課長及び人權教育推進室課長主幹をいう。

(7) 課長代理、 <u>室長代理</u> 、課長主幹、課長補佐、 <u>室長補佐</u> 、主幹及び主任の事務分担の決定 ア 課長代理、 <u>室長代理</u> 又は課長主幹の配置及び事務分担の決定（課長代理、 <u>室長代理</u> 又は課長主幹へ専決権を付与する場合）	○	教育企画総務課長 人事課長
--	---	------------------

注

3 課長とは、課長、及び人權教育推進室課長主幹及び学校適正配置推進室長をいう。

別表第3（第19条、第22条、第23条、第26条関係）（教育機関専決事項）	別表第3（第19条、第22条、第23条、第26条関係）（教育機関専決事項）
職務権限事項	職務権限事項
ライフパーク倉敷所長	ライフパーク倉敷所長
中央図書館長、市民学習センター館長	中央図書館長、市民学習センター館長
美術館長、自然史博物館長、科学館長	美術館長、自然史博物館長、科学館長
教育センター長、埋蔵文化財センター長	教育センター長、埋蔵文化財センター長
公民館長（倉敷・水島・玉島公民館長を	公民館長（倉敷・水島・玉島公民館長を
係長主任	係長主任
合議先	合議先

		校給食 共同調 理場所 長	長	倉敷・ 水島・ 児島・ 玉島公 民館 長、青 少年育 成セン ター所 長、 倉敷 ・ 真 庄・真 備学校 給食共 同調理 場所長	除 く。）、 図書館 長（中 央図書 館長を 除く。）			(14) 所属職 員の週休日 の指定及び 変更	○	○	○	○	
(14) 所属職員 の週休日の指 定及び変更	○	○	○	○	○			(14) 所属職 員の週休日 の指定及び 変更	○	○	○	○	

<p>(15) 所属職員 の休日の 変更</p>	<input type="radio"/>															
<p>(15) 所属職員 の休日の 変更</p>	<input type="radio"/>															

を除く。) (青少年育成センター所長及び倉敷・真備学校給食共同調理場所長を除く。)

を除く。) (青少年育成センター所長及び真備学校給食共同調理場所長を除く。)